

「第1・第2委員会における論議の概要」に関するアンケート調査

I 言葉遣いに関すること

問1 国語審議会は、言葉遣いの大切さについて国民の意識を高めるため、具体的にどのような提言等を行うべきだとお考えでしょうか。

また、国が言葉遣い(例えば敬語など)についてゆるやかな規範を示すことについては、いかがでしょうか。

問2 昭和27年の国語審議会建議「これからの敬語」では、敬語は「できるだけ平明・簡素にありたい」としていますが、このことについてどのようにお考えでしょうか。

その他、望ましい敬語の在り方などについては、どのようにお考えでしょうか。

問3 男性の言葉、女性の言葉など、性と言葉遣いとのかかわりについて、どのようにお考えでしょうか。

問4 「来れる」「食べれる」などのいわゆる「ら抜き言葉」について、どのようにお考えでしょうか。

問5 方言、若者言葉、慣用的な表現や語法のゆれ、発音のゆれ、その他言葉遣いに関することについて、どのようにお考えでしょうか。

II 情報化への対応に関すること

問6 情報機器(特にワープロやパソコン)の発達・普及が日本人の書記能力、文章表現力、思考力に及ぼす影響について、その対応策も含めて、どのようにお考えでしょうか。

問7 「常用漢字表」に入っていない漢字の字体について、ワープロを使って文書を作成(印刷)する場合、Aのような形をした漢字(現行のJIS漢字で用いられている略体字)が出てくることがあります。これらは、Bのような辞書や教科書に用いられている形(康熙字典体)とは異なっています。

「第2委員会における論議の概要」の9~11ページには、「(3)字体の問題についての考え方」として、この問題について第2委員会で出された意見を中心にまとめてあります。この第2委員会の考え方について、どのようにお考えでしょうか。

A

凶鳥冒洩黙禱

B

區鳥冒瀆黙禱

問8 交ぜ書きの問題，多様なワープロソフトの開発の問題，縦書き・横書きと書体の問題，その他情報化への対応に関することについて，どのようにお考えでしょうか。

Ⅲ 国際社会への対応に関すること

問9 国際社会への対応のために，日本人の言語運用能力（相手や目的・場面に応じて，自らの意思を言語によって正確に表現・伝達し，かつ言語を通して相手の意思を的確に理解し得る能力）を高める必要があると指摘されていますが，このことについて，どのようにお考えでしょうか。

問10 日本語の国際的な広がりについて，その支援策も含めて，どのようにお考えでしょうか。

問11 国語施策の上で，外来語や外国語の問題について，官公庁やマスコミの対応も含めて，どのようにお考えでしょうか。

問12 姓名のローマ字表記の問題，その他国際社会への対応に関することについて，どのようにお考えでしょうか。

回答

社団法人 日本書籍出版協会

委員氏名

理事長 渡邊隆男

I 言葉遣いに関すること

問1

美しい日本語を後世に残していくためにも、ゆるやかな規範(めやす)を定めることには賛成である。ただし、個々人の自由な言語生活および表現を規制するような規範とするべきではなく、むしろ家庭や教育機関における習慣を通じて、普及を図っていくことが望ましい。

問2 敬語の在り方について

「これからの敬語」の基本方針である「行き過ぎをいましめ、誤用を正し、できるだけ平明・簡素にありたい」という点は継承すべきである。
敬語(待遇表現)については、相手方の人格を尊重するという基本的な精神が肝要であり、身分の上下によって敬語を使い分けるといった煩瑣な表現は必要でない。

問3 男性・女性の言葉遣い

中性的な表現のみでは、現実の言語生活が潤いのないものになると思うので、ある程度は必要であると考え。ただし、女性に女性言葉を強いる等、男女差別につながるようなことのないような配慮が望ましい。

問4 「ら抜き言葉」について

現実で使用されている事実は否定できない。また、語によって「ら抜き」になることが相応の理由のある場合と単なる誤用の場合があると思う。ただし、現状では公的に認知することは避けるべきであると考え。

問5 方言、若者言葉、慣用的な表現、語法のゆれ、発音のゆれ等

時代とともに言葉も変化していくことは自明の理である。国民一般の共感を得られない若者言葉や一時的な流行語、語法・発音のゆれは年月を経る間に淘汰され、一定の量の新しい言葉や語法が許容され残っていくと思われる。規制を加えるよりは、良いものを残し、悪いものを捨てていく人間の叡知に期待したい。

また、方言は、地域固有の文化であるといえる。方言が共通語に対して劣ったものとする意識や方言を否定するような施策は採るべきでない。

II 情報化への対応に関すること

問6 情報機器(ワープロ・パソコン)の影響と対応策

表記については、漢字を必要以上に多用する傾向があることが問題である。表現力・思考力については、筆記の場合とあまり変わらないと思う。ただし、その検証は今後の実証的研究によるところが大きいと思われる。

一方で、これらの情報機器に搭載されるソフトウェアにおける辞書や字体等が、正しく美しい日本語表現を助長するものとなるような研究と努力が一層必要となるだろう。

問7 J I S字体について

常用漢字・人名用漢字以外のいわゆる表外字は、正字体で書き表すべきであり、表内字の新字体における簡略化を類推して、積極的に略字の許容を認める必要はないと考える。ただし、クサカンムリ、シンニョウ等は、現代の表記法に準じて良いのではないか。

また、今後のJ I S改訂にあたっては、文化庁・国語審議会がより積極的に関与し、審議会における考え方の反映を図っていただきたい。

なお、漢字字体の統一等の問題に関して、東アジアの漢字文化圏諸国間で話し合う機会を設けたらどうか。

問8 交ぜ書き、ワープロソフトの開発、縦書き・横書きの書体等について

交ぜ書きは基本的に行わず、漢字にルビを振る方が望ましいと思う。また、ワープロ等において、さまざまな書体や記号類が豊富に使用できるようになるのは望ましいと考える。

Ⅲ 国際社会への対応に関すること

問9 日本人の言語運用能力の向上の必要性

外国語能力の向上には、まず日本語の能力向上が前提になる。日頃から、無駄のない簡潔な表現と、論理的な叙述能力を養うべきである。

問10 日本語の国際的広がりとその支援策

日本語教育を支援する体制を国内および海外の両面において、確立していくことが大切である。また、国連等の国際機関の場で、日本語を公用語として広めていく努力を払っていくべきであると考ええる。

問11 外来語・外国語の問題

外来語は日本語の一部である。外国語を日本語のなかで使用することは、慎重でありたい。コミュニケーションのための道具である言葉と文字は、相手方に理解されてこそ意味がある。官公庁やマスコミは大多数の国民が理解できる言葉で内容を伝える義務がある。

ただし、一方で、国際化の進展と情報流通の迅速化によって、あえて日本語に翻訳するよりは、外国語をそのまま用いることがより正しい理解を得られる場合もあり、マスコミ等における使用に際しては、正確な内容の伝達・報道を行うために適切な量と質の外国語を使用することが望ましいと考える。

問12 姓名のローマ字表記、国際社会への対応等

欧米における場合、中国における場合、その他のアジア地域における場合とで対応が異なると思う。相手方のそれぞれの国の習慣、使用の状況等に合わせ、適切に対応していくことが望ましい。